

# 債権差押命令の申立にあたって

甲府地方裁判所都留支部

## 1 【債権執行とは】

債務者（相手方）が第三債務者（相手方が働いている会社や相手方の預金のある銀行など）に対して有している債権を差し押さえて、差し押さえた債務者の債権から、債権者（あなた）の債権額を回収するものです。

## 2 【管轄（どこの裁判所に申し立てるか）】

原則として、債務者の住所地を管轄する裁判所に申し立てることになります。当庁（甲府地方裁判所都留支部）で扱えるのは、債務者の現住所が都留市・大月市・上野原市・富士吉田市・（北都留郡の内）小菅村・南都留郡にあるものです。これら以外で、山梨県内であれば、甲府地方裁判所（本庁）で扱います。

県外であれば職員にお尋ねください。

## 3 【必要書類】

### 申立書

表紙， 当事者目録， 請求債権目録， 差押債権目録の4つが申立書のセットです。

### 債務名義の正本

強制執行の申立てをするためには、債務名義の正本が必要です（謄本では強制執行できません。）。

また、執行文が必要なものについては執行文（「債権者 〇〇は債務者××に対し、この債務名義により強制執行することができます。」等と書かれた用紙）が最終ページに付いているかどうか確認してください。

債務名義正本の発行や執行文の付与は債務名義を作成したところ（裁判所や公証役場など）で行います。

### ・執行文が必要なもの

公正証書正本， 判決正本（少額訴訟を除く）， 和解調書正本

### ・執行文が不要なもの

家事調停調書（ただし、養育費や婚姻費用だけでなく、解決金や慰謝料分もあわせて請求するときは、執行文が必要になります。）

家事審判書（執行文は不要ですが、確定証明書が必要になります。）

そのほか、少額訴訟の確定判決、仮執行宣言付きの少額訴訟の判決、仮執行宣言付きの支払督促などがあります。

### 送達証明書

債務名義の正本又は謄本が債務者に送達されたことの証明です。この証明がないと強制執行ができません。この証明書は、債務名義を作成したところ（裁判所や公証役場など）で発行します。

### 資格証明書

第三債務者が会社や銀行などの法人の場合、その法人の商業登記事項証明書（代表者事項証明書で可）が必要です。法務局で発行しますのでお近くの法務局でお問い合わせください。

### 申立手数料（収入印紙）

4000円

ただし、債務者や債務名義が増えると、必要な印紙額も増えます。

その場合は【4000円×債務者の数分（もしくは×債務名義の数分）】の収入印紙が必要になります。

### 郵便切手

#### ア 基本（債権者・債務者・第三債務者各1名）

3,315円 (内訳) 500円×5枚 84円×5枚 50円×5枚	10円×10枚 5円×5枚 2円×10枚	2,857円 まで執行費用として計上可
---	----------------------------	---------------------

#### イ 債務者1名増

1,099円増 (内訳) 1000円×1枚 94円×1枚 5円×1枚		1,099円 まで執行費用として計上可
--	--	---------------------

#### ウ 第三債務者1名増

1,748円増 (内訳) 1000円×1枚 500円×1枚 100円×1枚 84円×1枚	30円×1枚 10円×2枚 5円×2枚 2円×2枚	1,664円 まで執行費用として計上可
---	------------------------------------	---------------------

### 当事者の住所・氏名に変更があった場合の必要書類

債権者又は債務者の住所，氏名が債務名義に記載された住所・氏名と異なっている場合（引っ越ししたり，旧姓に戻った場合）は，債務名義に記載された住所，氏名と現在の住所，氏名とのつながりを明らかにするために申立日から3か月以内に発行された住民票，戸籍謄本，戸籍の附票等が必要です。

#### ・債務名義と住所が異なっている場合

住民票，または戸籍の附票が必要です。どちらを取ればよいかわからない場合はお尋ねください。

#### ・債務名義と氏が異なっている場合

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）が必要です。

### 市役所（公証人役場）発行の領収書・レシート

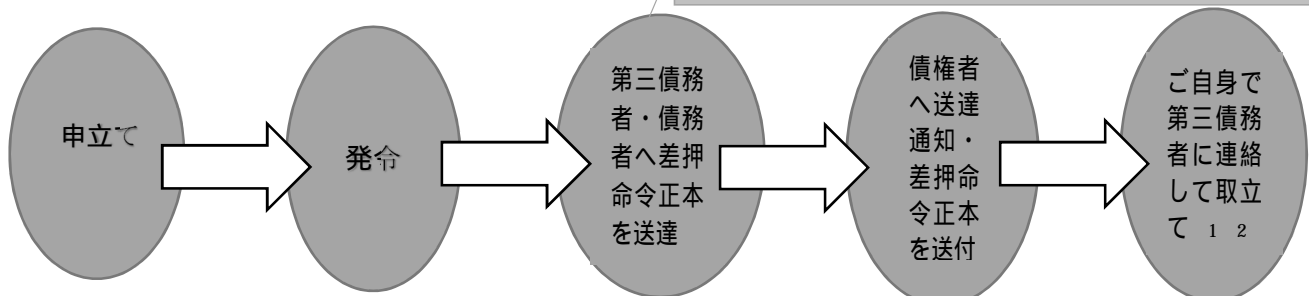
住民票，戸籍全部事項証明書（戸籍謄本），戸籍の附票の取得費用を執行費用に計上する場合のみ必要になります。

### 目録のコピー

基本（債権者・債務者・第三債務者各1名）の場合は，当事者目録・請求債権目録・差押債権目録のコピーを4通。債務者・第三債務者のいずれか1名増えるごとに各1通増えます。

ただし，送達後，債務者から差押範囲の減縮の申立てがあると，その申立てに対する判断がなされるまでの間，取立ができなくなる場合があります，差押範囲が減縮される場合があります。

## 4 【手続の流れ】



1 債務者に債権差押命令が送達された日から1週間経過したときは，取立権が発生し，債権者は，その差押債権を取り立てることができます。送達通知を受け取り，確認の上取立てを行ってください。

2 取立てした場合には，裁判所に取立届を提出していただく必要があります。取立届の提出方法については差押命令を申し立てた裁判所にお尋ねください。